



平成 25 年 1 月 31 日 発表

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 岐 阜 労 働 局 監 督 課 |
| | 監 督 課 長 松 野 明 広 監 察 監 督 官 大 谷 徹 電 話 058-245-8102 |

介護事業所の 67% で労働基準関係法令の違反

- 介護労働者を使用する事業場に対する監督指導結果（平成 24 年） -

介護については、高齢化社会を見据えて需要が増大し、政府の「新成長戦略」においても将来を期待されている分野であり、岐阜県内においても老人福祉・介護事業所数が平成 18 年の 681 件から同 21 年には 949 件（増加率 39.4%）、従事者数も 1 万 4,195 人から 2 万 4,650 人（同 73.6%）と規模が拡大してきています（資料出所：「事業所・企業統計調査」、「経済センサス」）。

しかしながら、事業開始から間もない新規事業者が多く、労働基準関係法令や労務管理の理解、労務管理体制の整備が十分とはいえない状況にあります。

これらのことから、岐阜労働局（局長：佐々木秀一）では、介護事業所における労働者の労働条件確保・改善対策に重点的に取り組んでいるところであり、次のとおり、平成 24 年の監督指導結果等を取りまとめました。

1 監督指導結果について

(1) 平成 24 年（平成 24 年 1 月～12 月）に岐阜県内の 7 労働基準監督署において実施した監督指導結果をみると、監督を実施した 139 事業場のうち 93 事業場（66.9%）において労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）の違反が認められ、是正勧告等の行政指導を行いました（平成 23 年の違反率は 68.2%）

平成 24 年に実施した他業種も含めた監督指導の違反率が 62.7%であることから、平均より違反率は高くなっています。

(2) 法違反の状況としては、労働時間（違反件数 45 件、違反率 32.3%）が最も多く、就業規則の整備（27 件、19.4%）、労働条件の明示（25 件、18.0%）、割増賃金（24 件、17.3%）の順で多くなっています。

指 導 事 例

時間外労働の上限時間を 1 か月 3 時間までと設定し、これを超える時間外労働の

割増賃金を支払っていなかったもの。

宿直と称して労働基準監督署の許可を受けることなく、午後6時から翌朝8時まで勤務する夜間勤務者に対し1回5千円の「宿直手当」のみを支払っていたもの。

通常業務終了後の会議や業務日報作成の時間について、本来業務ではないとして、賃金を支払っていなかったもの。

利用者宅までの移動時間を労働時間として取り扱わず、本来の賃金額を下回る一定額や距離数に応じた金額のみを支払っていたもの。

訪問介護の利用者が当日キャンセルをした場合、ヘルパーに休業手当を支払っていなかったもの。

時間外・休日労働協定で定めた時間外労働の上限時間(1か月42時間)を超えた1か月80時間を超える時間外労働を行わせていたもの。

新人ヘルパーの訪問介護に教育担当者が同行した場合、新人ヘルパーの賃金から「指導費」を差し引いていたもの。

- (3) 介護事業所における労働災害が増加傾向にあることを踏まえ、労働災害防止の基本的手法である「4S活動」や「危険予知活動」のほか、介護労働者の特徴的な災害である「腰痛」防止等の安全衛生対策の導入についても、重点的な指導を行っています
【別紙(3ページ)参照】

2 今後の対応について

岐阜労働局では、引き続き、介護労働者を使用する事業場に対する集団指導・監督指導を実施することとしますが、特に体制整備が十分に行われていない新規事業者に重点的な指導を行うこととします。

1 「社会福祉」(岐阜県)における労働災害件数の推移

| | 平成 20 年 | 21 年 | 22 年 | 23 年 | 24 年 |
|-----------|---------|--------|--------|-------|-------|
| 災 害 件 数 | 60 | 40(1) | 69 | 69 | 73 |
| 前 年 比 | +57.9% | -33.3% | +72.5% | 0% | 5.8% |
| 全産業の災害件数 | 2,398 | 1,968 | 2,100 | 2,001 | 1,838 |
| 全産業に占める割合 | 2.5% | 2.0% | 3.3% | 3.5% | 4.0% |

「社会福祉」には「老人福祉・介護」以外の社会福祉関係事業所を含む。

平成 24 年は 12 月末速報値であり、今後変動がある見込。

災害件数の括弧は死亡数であり、内数。

- (1) 社会福祉における災害件数は、年々増加傾向にあります。
- (2) 全産業の災害件数が減少傾向にある中、社会福祉の災害件数が増加しているため、全産業に占める災害の割合も年々増加しています。
- (3) 災害の型としては、「転倒」(30 件、43.4%)、「動作の反動・無理な動作(腰痛)」(21 件、30.4%)が多くなっています(平成 23 年)。

2 「4S活動」について

4S活動とは、ローマ字の頭文字がSである「整理・整頓・清掃・清潔」(4S)の重要性を労働者に認識させ、日々の行動に徹底させることで、職場の安全衛生水準の向上を図る啓発活動です。

職場の安全衛生対策の基本として、製造業、建設業のほか、最近では商業、サービス業においても、多くの企業で4S活動を導入しています。

3 「危険予知活動(KY活動)」について

ヒューマン・エラー(作業者の不安全行動)は、ほとんどの労働災害発生の引き金となっています。「KY活動」は、ヒューマン・エラーによる労働災害を防ぐため、業務開始前に「業務に潜んでいる危険」を確認・予測し、その対応を考えてから業務を進めるものです。KY活動についても、労働安全衛生対策の基本として産業界に幅広く導入されているほか、最近では交通安全対策としても一般に知られるようになっていきます。